



利用者の負担

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用者負担は、かかった費用の1割です。ただし、一定以上所得者は利用者負担が2割・3割になります。

一定以上所得者とは（2割負担）

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

一定以上所得者とは（3割負担）

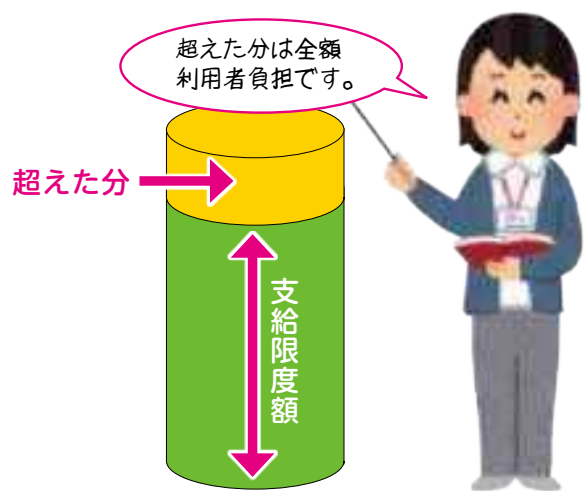
本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

在宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割（一定以上所得者は2割・3割（平成30年8月から））ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

■ 主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※左記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

■ 支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具購入
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具購入
- 住宅改修費支給

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。

① サービス費用の 1割、2割、3割



② 食費



③ 居住費等



④ 日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費など

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額（基準費用額）が定められています。

変わりました！

令和3年8月から、基準費用額が変更になりました。

【基準費用額】

施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

食費	1,445円
居住費等：ユニット型個室	2,006円
ユニット型準個室	1,668円
従来型個室	1,668円
(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,171円)	
多床室	377円
(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 855円)	

● 低所得の人は食費と居住費等が軽減されます



変わりました！

令和3年8月から利用者負担段階と食費の負担限度額が変更になりました。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

対象者要件

次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、次の金額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身 1,000万円、夫婦 2,000万円
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦 1,650万円
 - ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦 1,550万円
 - ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦 1,500万円

令和3年8月から

②の預貯金等の金額が利用者負担段階別に変更されました。

*第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合です。

負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。



利用者の負担

負担が高額になったとき

● 介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。



変わります！

令和3年8月から、現役並み所得者の区分が細分化されます。

■ 利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	令和3年7月まで 上限額(世帯合計)	令和3年8月から 上限額(世帯合計)
年収約1,160万円以上※ ¹		140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満※ ¹	44,400円	93,000円
年収約383万円～約770万円未満※ ¹		44,400円
●一般（住民税課税世帯で現役並み以外）	44,400円	44,400円
●世帯全員が住民税非課税の方など	24,600円	24,600円
●高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で前年の公的年金等収入 金額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	個人15,000円	個人15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、 生活保護の受給者とならない方	個人15,000円 15,000円	個人15,000円 15,000円

※¹ 現役並み所得相当

■ 錦江町に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

● 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



■ 高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額(年額／8月～翌年7月)

所得 基礎控除後の 総所得金額等	70歳未満の 人がある世帯	所得区分	70～74歳の 人がある世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

■ 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

■ 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

● サービスに苦情や不満があるとき

サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいときは、下のような相談先があります。

ケアマネジャーに相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。



錦江町の介護保険担当窓口相談

相談や苦情の内容をもとに、錦江町で事業者を調査して指導します。



地域包括支援センターに相談

地域の高齢者を総合的に支援する地域包括支援センターでも相談を受け付けています。



国保連に相談

錦江町での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。

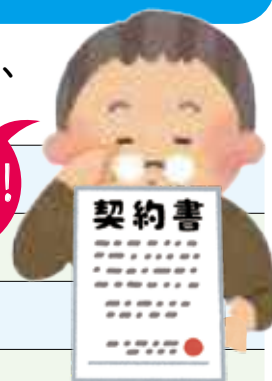


契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されていますか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約になっていますか。
指定事業者	都道府県等から指定された事業者ですか。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数ですか。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担の金額や交通費の可否などの内容が明記されていますか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか。

チェック!



※ 契約書には上の項目以外にもさまざまな項目があります。よく読み、不明なところは説明を受けて確認しましょう。

サービスの種類

利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割（一定以上所得者は平成30年8月から2割・3割。くわしくはP22）です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。

変わりました！ 令和3年4月の介護報酬改定にともないサービス費用のめやすが変わりました。

■ 在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1～5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



■ サービス費用のめやす

身体介護（20分以上30分未満の場合）
▶ 2,500円

生活援助（20分以上45分未満の場合）
▶ 1,830円

通院のための乗車または降車の介助
▶ 990円

※ 移送にかかる費用は別途自己負担

※ 早朝、夜間、深夜などは加算あり

訪問入浴介護

要介護1～5の人

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

■ サービス費用のめやす
（1回につき）

12,600円

介護予防訪問入浴介護

要支援1・2の人

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

■ サービス費用のめやす
（1回につき）

8,520円



訪問リハビリテーション

要介護 1～5 の人

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを利用します。

■ サービス費用のめやす
(1 回につき)

3,070 円



介護予防訪問リハビリテーション

要支援 1・2 の人

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、短期集中的なリハビリテーションを利用します。

■ サービス費用のめやす
(1 回につき)

3,070 円

訪問看護

要介護 1～5 の人

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■ サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合 (30 分未満の場合)
▶ 4,700 円

病院または診療所からの場合 (30 分未満の場合)
▶ 3,980 円



介護予防訪問看護

要支援 1・2 の人

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■ サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合 (30 分未満の場合)
▶ 4,500 円

病院または診療所からの場合 (30 分未満の場合)
▶ 3,810 円

居宅療養管理指導

要介護 1～5 の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■ サービス費用のめやす

医師または歯科医師による指導
(1 か月に 2 回まで)
▶ 5,140 円



介護予防居宅療養管理指導

要支援 1・2 の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■ サービス費用のめやす

医師または歯科医師による指導
(1 か月に 2 回まで)
▶ 5,140 円

サービスの種類

施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

要介護 1～5 の人



通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

■ サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合
※送迎を含む

要介護 1～5 ▶ 6,550 円～ 11,420 円

通所リハビリテーション（デイケア）

要介護 1～5 の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。

■ サービス費用のめやす

通常規模の事業所・6時間以上8時間未満の場合
※送迎を含む

要介護 1～5 ▶ 7,100 円～ 13,690 円



介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援 1・2 の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。

■ サービス費用のめやす（月単位の定額）

【共通的服务】 ※送迎、入浴を含む

要支援 1 ▶ 1 か月 20,530 円

要支援 2 ▶ 1 か月 39,990 円

【選択的サービス】

運動器機能向上 ▶ 1 か月 2,250 円

栄養改善 ▶ 1 か月 2,000 円

口腔機能向上 ▶ 1 か月 1,500 円

選択的サービスを利用できます

介護予防通所介護などで要支援 1・2 の人に提供される選択的サービスとして、右記のようなプログラムが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護

(ショートステイ)

要介護 1～5 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

併設型・多床室の場合

要介護 1～5 ▶
5,960 円～ 8,740 円



介護予防短期入所生活介護

(ショートステイ)

要支援 1・2 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

併設型・多床室の場合

要支援 1 ▶ 4,460 円

要支援 2 ▶ 5,550 円

短期入所療養介護

(ショートステイ)

要介護 1～5 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

多床室の場合

要介護 1～5 ▶ 8,270 円～ 10,450 円



介護予防短期入所療養介護

(ショートステイ)

要支援 1・2 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

多床室の場合

要支援 1 ▶ 6,100 円

要支援 2 ▶ 7,680 円

在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護 1～5 の人

特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

要介護 1～5 ▶ 5,380 円～ 8,070 円



介護予防特定施設入居者生活介護

要支援 1・2 の人

特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■ サービス費用のめやす (1 日につき)

要支援 1 ▶ 1,820 円

要支援 2 ▶ 3,110 円

サービスの種類

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

- 手すり＊
(工事をともなわないもの)
- スロープ＊
(工事をともなわないもの)
- 歩行器＊
- 歩行補助つえ＊
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器^{はいかい}
- 移動用リフト
(つり具を除く)
- 自動排泄処理装置^{はいせつ}
(原則として要介護4・5の人のみ)

- 要支援1・2および要介護1の人は、原則として＊印の用具のみ保険給付の対象です。
- 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます。



サービス費用のめやす

福祉用具の種類や事業者によって異なります。

福祉用具を購入する ← 事前の申請が必要です!

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具

自己負担について

支給の方法は、利用者が下記の2つの方式から選択することになります。

● 償還払い方式

いったん利用者が事業者で購入費用の全額を支払った後に、費用の9割（又は8割、7割）の給付を受ける方式

● 受領委任払い方式

利用者が、購入費用の自己負担1割（又は2割、3割）を事業者支払い、残りの保険給付分の9割（又は8割、7割）を町が利用者から受領委任に関する委任を受けた事業者を支払う方法



都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※ 事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

住宅改修

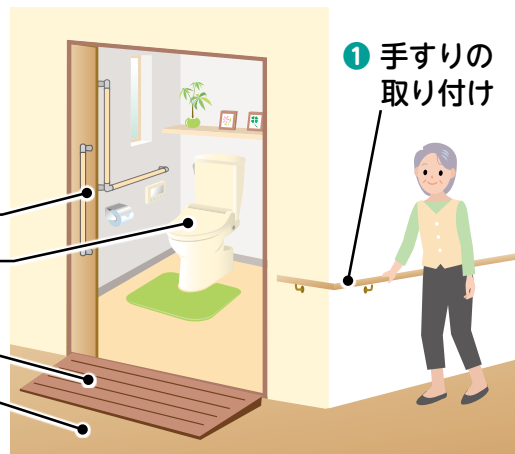
事前の申請が必要です！

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

- ④ 引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど
- ⑤ 和式便器を洋式便器に取り替え、および、その際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えにともなう場合に限る）
- ② 段差の解消
- ③ 滑りにくい床材に変更



自己負担について

支給の方法は、利用者が下記の2つの方式から選択することになります。

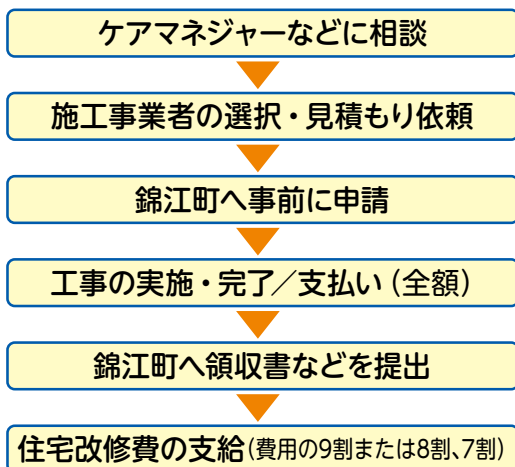
● 償還払い方式

いったん利用者が事業者に改修費用の全額を支払った後に、費用の9割（又は8割、7割）の給付を受ける方式

● 受領委任払い方式

利用者が、改修費用の自己負担分1割（又は2割、3割）を事業者支払い、残りの保険給付分の9割（又は8割、7割）を町が利用者から受領委任に関する委任を受けた事業者を支払う方法

手続きの流れ（償還払い）



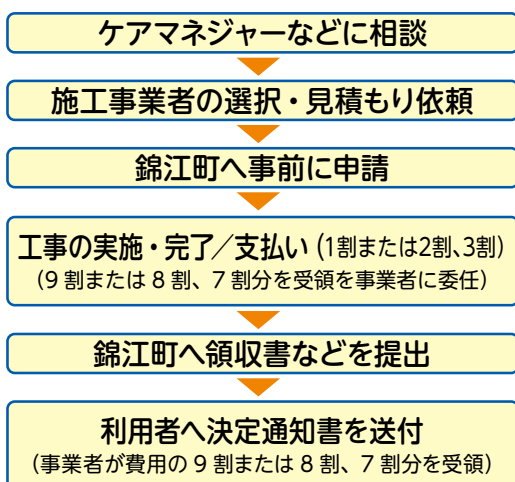
申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書（償還払い）
- 工事費見積書（償還払い）
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真（日付入り）と平面図。
- 住宅の所有者の承諾書（償還払い）
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合のみ。

提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
事前申請の確認後にお返ししたものを再度提出。
- 振込の委任状
ご本人名義以外の口座に振り込む場合のみ。
- 住宅改修に要した費用の領収書の原本
- 工事費内訳書（償還払い）
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入り写真と平面図。

手続きの流れ（受領委任払い）



申請に必要な書類

- 事前確認申請所兼支給申請書（受領委任払い用）
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかる書類
写真（日付入り）と平面図。
- 住宅改修承諾書 改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合のみ。

提出に必要な書類

- 事前確認申請書兼支給申請書（受領委任払い用）
事前申請の確認後にお返ししたものを再度提出。
- 利用者が負担した費用（1割または2割、3割分）の領収書の原本
- 完了届出書兼請求書
- 受領委任払いに係る委任状
- 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入り写真と平面図。

サービスの種類

施設サービス ※要支援 1・2 の人は利用できません。

施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護 1～5 の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。



サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護 1～5 ▶ 5,730 円～ 8,470 円

新規入所できるのは原則として要介護 3 以上の人です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護 1～5 の人

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。



サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護 1～5 ▶ 7,880 円～ 10,030 円

介護療養型医療施設（療養病床等）

要介護 1～5 の人

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。



サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護 1～5 ▶ 7,170 円～ 11,460 円

介護医療院（療養病床等）

要介護 1～5 の人

長期の療養を必要とする人のため、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。



サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合

要介護 1～5 ▶ 8,250 円～ 13,620 円

地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として錦江町内のサービスのみ利用できます。

小規模多機能型居宅介護 ■

要介護 1～5 の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

介護予防小規模多機能型居宅介護 ■

要支援 1・2 の人

認知症対応型通所介護 ■

要介護 1～5 の人

認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

介護予防認知症対応型通所介護 ■

要支援 1・2 の人

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

要介護 1～5 の人

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

■ サービス費用のめやす (1日につき)

ユニット数 1 の場合

要介護 1 / 7,640 円	要介護 4 / 8,400 円
要介護 2 / 8,000 円	要介護 5 / 8,580 円
要介護 3 / 8,230 円	

介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム) ※ 要支援 1 の人は利用できません。

要支援 2 の人**■ サービス費用のめやす (1日につき)**

ユニット数 1 の場合

要支援 2 / 7,600 円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ■**要介護 1～5 の人**

入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

新規入所は原則として要介護3以上の人となりました。

要支援 1・2 の人は利用できません**地域密着型特定施設入居者生活介護 ■****要介護 1～5 の人**

入所定員が 29 人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要支援 1・2 の人は利用できません**看護小規模多機能型居宅介護 ■****要介護 1～5 の人**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせること、通所・訪問・短期間の宿泊を利用して介護や医療・看護のケアが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1ヶ月定額)

要介護 1～5 / 124,380 円～ 313,860 円

要支援 1・2 の人は利用できません**夜間対応型訪問介護 ■****要介護 1～5 の人**

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。

要支援 1・2 の人は利用できません**定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ■****要介護 1～5 の人**

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

要支援 1・2 の人は利用できません**地域密着型通所介護****要介護 1～5 の人**

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

■ サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7 時間以上 8 時間未満の場合 ※送迎を含む

要介護 1～5 ▶ 7,500 円～ 13,080 円

要支援 1・2 の人は利用できません

★ 施設を利用したサービスの場合、食費・居住費（滞在費）・日常生活費などは別途負担が必要です。

■ 錦江町にはないサービスです。